

令和2年7月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年7月22日（木）午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者 教育長 大場 健哉
教育長職務代理者 高橋 明子
二番委員 荒 明 美恵子
四番委員 遠 藤 一 幸
- 4 出席職員 教育部長 江 花 一 治
教育総務課長 大 瀧 浩 信
学校教育課長 武 藤 幸 意
生涯学習課長 植 村 泰 徳
文化課長 松 崎 裕 美
中央公民館長 栗 城 由 紀
学校教育課主幹 小荒井 浩
教育総務課長補佐 安 藤 茂
学校教育課長補佐 油 井 弘 美
生涯学習課長補佐 高 橋 淳
文化課長補佐 鈴 木 美智子
文化課長補佐 山 中 雄 志
中央公民館長補佐 塚 原 優 郁
- 5 閉 会 午後0時22分

<「異議なし」の声あり>

教育長

では、ご異議なしということですので、行事等の報告についてはこのとおりとします。

続いて、(2) 教育長の報告ということで、初めに、報告第4号共催及び後援の承認についてを取り上げたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第4号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、6月の定例会以降、共催は承認案件がなく、後援のみ4件を承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

それぞれの内容につきましては、各所管課から説明させていただきます。

生涯学習課長

それでは、それぞれの事業の内容についてご説明を申し上げますので、3ページをご覧くださいと思います。

今ほど説明がありましたとおり、4件全てが後援でありまして全てが生涯学習課所管であります。事業名を申し上げまして、開催日以下については省略いたしますが、補足する部分についてのみ事業名とともにご報告を申し上げます。

まず1番ですが、令和2年度喜多方市長杯（野球大会）となっておりますが、これは硬式野球に関わる野球の大会でありまして、7チームが参加をしたという大会でございました。

2番、全会津中学生卓球交流会、これにつきましては309チームが参加して、1日およそ100名程度が参加をしたという大会でございます。

ナンバー3、2020福島県リトルリーグ野球小学5年生・4年生大会、これは硬式の野球の大会であります。県内6チームが参加をする予定の大会でございます。

ナンバー4、第15回会津喜多方ライオンズクラブ杯リトルリーグ野球大会、これについても硬式の野球でありまして、県内6チームが参加をする予定の大会であります。

なお、これら4件のスポーツ大会でありますけれども、喜多方市体育施設の再開に向けた感染予防ガイドライン及び各団体から示されておりますガイドライン、これらにのっとり実施をされているものであります。以上であります。

文化課長

報告第5号についてご説明いたしますので、本日お渡ししております別紙1をご覧くださいと思います。

令和2年度「将棋の日」の開催中止についてでございます。

令和2年11月に実施を予定しておりました将棋の日について、下記のとおり、日本将棋連盟との協議により中止することといたしましたのでご報告をいたします。

経緯につきましては、将棋の日の誘致について昨年9月の定例教育委員会でご承認をいただいたところで、11月7日・8日の実施に向けて準備を進め、そして日本将棋連盟との協議を実施してまいりました。6月23日に打合せをした際に、日本将棋連盟のほうから今年度の実施について懸念される点が示されまして、準備が進む前に中止の判断をすることが望ましいという意見が出されましたので、協議のうえ中止としたところでございます。

その理由につきましては、新型コロナウイルス感染が拡大しているということ、今後の予測が難しい状況のなか、さらなる感染拡大が起きた場合には、日本将棋連盟から棋士を派遣することができなくなるということ、それから、NHKの公開収録についても中止となるということでございます。

現在の基準に照らし合わせると、入場者も制限されてしまいます。また、棋士のサイン会とか記念写真等も実施が困難で、イベントの楽しみが半減してしまうということで、将棋のさらなる普及・発展を図るという初期の目的が達成されることが難しいということがございます。

そしてさらに、もう一つの将棋の全国イベント、将棋サミットというのがございますけれども、こちらのほうが11月の下旬に岐阜県で開催予定でしたけれども、6月29日に中止が発表されていますので、このことも考慮して中止ということにいたしました。

説明については以上です。

教育長

それでは、将棋の日の開催中止について今説明がありました。ここにつきましてご意見等ありましたらお願いいたします。では、よろしいでしょうか。

<「なし」の声あり>

教育長

それでは、報告第5号令和2年度「将棋の日」の開催中止についてはこのとおりといたします。

以上、報告事項であります。

続いて、6番の承認事項に移ります。

内容に入ります前に、事務局より加筆訂正等あったらお願いい

たします。

教育総務課長

こちらにつきましては、加筆訂正等ございませんのでよろしく
お願いいたします。

教育長

それでは、承認第2号令和2年度喜多方市一般会計補正予算
(第7号)の承認についてに移ります。

事務局より説明を求めます。

教育総務課長

それでは、承認第2号について説明させていただきますので、
資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年7月市議会臨時会に提案いたしました令和2年度喜
多方市一般会計補正予算(第7号)につきまして、喜多方市教育
委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項
の規定により、下記のとおり臨時に代理して処理しましたので、
同規則第3条第2項の規定に基づき報告し承認を求めたいとす
るものでございます。

今回の補正予算の第7号につきましては、新型コロナウイルス
関連の対策に関する事業を中心に補正予算を組んだものでござ
います。昨日の7月21日に臨時議会が開催されまして、議決をい
ただいたものでございます。

今回、教育部といたしましては、教育総務課と学校教育課が補
正予算を提出しておりますので、その内容について説明させてい
ただきますので、まず5ページをお開き願いたいと存じます。

まず、教育総務課分の歳入でございますが、教育費寄附金とい
たしまして30万円。こちらにつきましては、新型コロナウイルス
対策も含めまして、子供たちの教育に役立ててほしいというこ
とでお一人の方から30万円寄附があったものでございます。

歳出でございますが、まず、教育委員会事務局管理経費の委託
料でスクールバスの運転業務委託料でございますが、こちらにつ
きましては、高郷地区のスクールバスでございまして、現在、高
郷地区におきましては、旧高郷第一小学校学区の大原・川井地区、
この地区の中学生だけが今利用対象外となっております、その
部分につきまして、今回その中学生も2学期からスクールバスに
乗っていただけるように、増便を図るということで107万8,000円
の増額補正をしたところでございます。

教育振興基金積立金につきましては、寄附があった1件の積立
てでございます。

小学校管理経費と中学校管理経費の使用料及び賃借料のエア
コンにつきましては、現在6月中旬から9月中旬までという稼働

学校教育課長

期間で予定しておりましたが、今年もやはり暑い日が続いておりますので、期間を9月末日まで延長したいということで、それぞれ363万円と225万円の増額補正をしたものでございます。

教育総務課につきましては以上でございます。

それでは、学校教育課分をご説明いたしますが、資料を一部お配りしますので、しばらくお待ちください。

それでは、続いて、学校教育課分についてご説明をいたします。

6ページをご覧いただきたいと思います。

現在お配りした資料につきましては、今回補正で上げさせていただいたICTに関しての一覧ということでまとめて記載したものでございますが、説明においては上から順番にまいりますので、ばらばらになってまいりますことをご了解いただければと思います。

6ページ、歳入からご説明申し上げます。

教育費国庫補助金の学校保健特別対策補助金として1,385万6,000円を計上したものでございます。これは4月の補正予算として計上した小学校用・中学校用マスクの経費、また、消毒用アルコールとして計上した経費、合計356万1,000円の歳出のうち、国庫補助として認められた110万6,700円の計上であり、また、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業として本市の学校数から割り当てられる国庫補助金1,275万円、合計1,385万6,000円の計上であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

まず、義務教育運営経費として業務委託料132万円の減額補正であります。これは今年度より校務支援システムの導入を予定しておりましたが、後ほどご説明いたします小中学校ICT教育推進事業等のタブレット等の配備を緊急に進めたいとしたことから、本年度の初期設定費用を減額し、事業そのものは2年先送りで行うとしたことからの減額でございます。

次に、庁用備品費の小中学校ICT推進事業として7,033万円を計上しております。これについては、先ほどお配りした資料にも記載ございますが、各小中学校で使うプロジェクター、マグネットスクリーンについて、小中学校の学級数180学級分を購入するものでございます。

続いて、学校保健管理経費の業務委託料として、小中学校の消毒業務委託料602万2,000円を計上しております。これは記載の学校の消毒について2学期より業務委託をするものとして計上し

たものでございます。

続いて、指導推進経費122万7,000円の減額補正でございますが、これは新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、今年度実施予定でありました喜多方っ子の「夢」実現事業の中止及び特別支援学級の児童が集う特別支援交流大会の中止に伴う減額補正でございます。

7ページをお開きください。

上からご説明申し上げますが、小学校運営経費の消耗品費として62万4,000円を計上しております。これは今回のコロナ対策として学校休業を行った際に、家庭学習用のプリント等を学校で印刷して配付したわけですが、その不足分を補うこととして各人数に基づき各学校分の消耗品費を計算しましたので、それをまとめて62万4,000円を計上したものでございます。

次に、児童保護者負担軽減経費の補助金として6万7,000円を計上しております。これは喜多方市小中学校児童生徒遠距離通学補助金交付要綱により、これまで小学生が3キロ以上、中学生6キロ以上の通学に対し、1キロメートル25円について2分の1を補助することとしておりましたが、先ほどの高郷地区のバスの通学支援制度の改正と合わせまして、2学期より全額補助をすることとしたため予算計上したものでございます。

続いて、小学校コンピュータ教育経費として1億3,798万9,000円を計上しております。これについては、先ほどの資料もご覧いただきたいと思いますが、今回、国のGIGAスクール構想を活用の上、コロナ感染症対策として緊急に児童生徒1人1台タブレット端末配備を行うものとしたものであり、内容としては、全児童分のタブレット端末のリース料、タブレット端末の設定業務委託料、各校のパソコン室無線Wi-Fi設定業務委託料、パソコン室無線Wi-Fi本体購入費用、児童用ポケットWi-Fi本体購入費用及び設定委託料、児童用タブレットデータ通信料、児童用タブレット充電保管庫費用、パソコン室の新規パソコンリース料減額補正の計上となっております。今回の予算措置により児童2,022名分のタブレットを学校パソコン室での無線Wi-Fi及びポケットWi-Fiを活用することにより、学校外の全家庭での、インターネットがないおうちでもインターネット接続が可能となり、万が一の場合のオンライン学習等も可能になる状態になる予定でございます。

続いて、中学校運営経費の消耗品費として46万1,000円を計上

しております。これは先ほどの小学校と同様の消耗品費の計上でございます。

次に、生徒保護者負担軽減経費の補助金として8万円を計上しております。7ページから8ページに続きますがご説明をいたします。これも小学校と同様に、1キロメートル当たり25円について、これまで2分の1を補助することとしておりましたが、2学期より全額補助とすることとしたため予算計上したものであります。なお、塩川中学校に該当者がいることによる措置となります。

また、扶助費については、デマンド交通の利用について、本市遠距離通学援助費支給要綱において、これまで2分の1の補助だったものを全額補助とすることとしたものであり、今回164万8,000円を計上したものでございます。

続いて、中学校コンピュータ教育経費として7,164万7,000円を計上しております。これについても先ほどの小学校と同様に、中学校生徒1,088名分のタブレットを学校パソコン室での無線Wi-Fi及びポケットWi-Fiにより全家庭でのインターネット接続が可能となり、小学校と同様に様々な活用を期待しているところでございます。

また、中学3年生分については、学校のパソコン室での設定としてAIドリル、eboardの設定費用として121万円を計上しているものでございます。

なお、8ページの使用料及び賃借料のAIドリルの使用料の記載の部分がございますが、令和2年度のみ（令和2年9月から令和3年3月）計399人となっている部分、訂正お願いしたいと思います。390人ということで積算したものでございます。

最後に、学校給食経費として給食納入業者への損失補償として185万4,000円を計上しております。これは3月に学校を休業した際の納入業者に対しての損失補償として積算したものでございますが、3月分の給食納入業者の損失補償についての考え方につきましては、実際給食は実施しておりませんでしたので、実害としての納入業者の方の損失はありませんでしたが、年間を通じて納入していただいている業者であるということで、実際に納入したならばどのくらい利益率があったのかということとそれぞれの業者に確認をいたしまして、利益率が30%はあったであろうということをご了解をいただき、その納入した場合の利益率について積算をしまして、その合計の185万4,000円の計上で、今後それ

ぞれの納入予定だった業者の方々に配分して補填をしたいと考えているものでございます。

なお、4月、5月の給食ができなかった日につきましては、今後の1学期の延長や行事の調整で、年間の給食実施回数の中でできなかった15日分をできるという見込みが確定できておりますので、4月、5月分については計上しないものとしているところでございます。

もう一点、先ほどの資料の訂正をしていただきたいと思います。7ページが一番下の欄、生徒保護者負担軽減経費のアルファベットで#REF!という記載がございますが、ここは数字で165万6,000円と記載されるべきところミスが生じてまいまして、大変申し訳ございません、訂正お願いしたいと思います。

以上でございます。

教育長

では、今説明がございました7月の補正でございます。

まず、5ページの教育総務課分から行きますか。ここについて何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

荒明委員

質問ですが、スクールバスの件について、大原・川井の中学生だけ今まで利用外だったということですが、これまでたしか中学生は自転車通学で学校に通っていて、冬場は雪のために自転車に乗れないということで冬場はバスで通っていたと思うんですが、冬場は。それが、これ見ますと、2学期からというのは今年だけそうなったのか、これから、来年は通年通してということですか。

教育総務課長

高郷地区につきましても、合併以前からの制度を引き継いだという状況が続いてございまして、高郷第一小学校区の中学生だけがスクールバスの利用対象外となっております。その中学生の通学方法につきまして、今ほど荒明委員のおっしゃったような内容で通学されておりましたが、冬期間の路線バスでの通学していた部分についてスクールバスを運行すべきではないかということで、要望等もございましたので、今回検討させていただきました。その結果、運行が可能ということでスクールバスで対応するものでございます。スタートが今年度の2学期からということで、来年度以降も引き続きそのように継続していきたいと考えてございます。

高郷地区につきましては、学校の近くの吹荻行政区、あと中学校に近い塩坪行政区のうちの塩坪地区の小中学生には徒歩で通学していただいて、そのほかの小中学生につきましてはスクールバスを利用していただくというようなことで今回計上させてい

ただいたものでございます。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

つまり、来年からは中学生もスクールバスを利用するという
ことですか。

教育総務課長

利用希望される方はスクールバスを利用していただくという
ことでございます。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

では、高郷地区の川井の子供で、体力をつけるために今まで同
様に自転車で通わせたいという家庭の場合は自転車、そして希望
すれば、スクールバスに乗りたいという子供がいればスクールバ
スに乗せるという、そういう方向でしょうか。

教育総務課長

今委員がおっしゃったとおりでございます。必ずスクールバス
に乗ってくださいというものではなくて、今委員がおっしゃった
ように、健康のために自転車で通いたいんだという場合は当然自
転車で通っていただいて結構で、冬の期間だけやっぱりスクール
バスに乗りたいとか、そういった希望もあると思いますので、そ
ういったことにも対応させていただきたいと考えてございます。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

またちょっと疑問が湧いたんですが、何ていうか、徒歩で通う
子供の場合も、特に何か事件に巻き込まれないようにということ
で、独りで登下校するというのは避けるように集団でできるだけ
というふうに指導していますよね。中学生の場合もできるだけ時
間合わせて一緒に登下校、自転車であっても登下校するようにと
いう指導が今まであったんです。でも、今は子供数も少なくなっ
てきたので一人一人自転車で通っている姿が見られるわけなん
ですが、そういうことについて、例えば、高郷中学校では、それ
ぞれ希望で通学の方法についてはそれぞれ自由にやっていいと
いうような考えを持っているんでしょうか、高郷中学校は、方針
というか、例えば、小学校であれば集団で登下校しなさいよとか、
そういう指導があるわけですが、中学校もそういうものがあるん
ではないかなと思うんですが、何ていうのかな、予算の関係で、
子供たちに平等に予算をあげるっていうんじゃないかと、計上する
という理由があって計上するのか。お金があるので計上するの
か。平等にということをやめるのかとか。あと、中学生の体力向上
のためとか、そういう観点とか、そういうのはないのかどうか
ということがちょっと疑問に思ったものですから、学校とのやり
取りというか、考えというか、そういうのはあったんでしょうか。

教育総務課長

こちらにつきましては、高郷地区の中で、いわゆる不均衡があるということで、旧高郷第一小学校区の中学生だけが今スクールバスを利用できないという状況がございましたので、その不均衡を解決するというでまず今回補正予算を組ませていただいたものでございます。

実は、今回補正予算、昨日議決をいただきましたので、各学校には説明しておりますが、保護者への説明会は来月になりまして、皆さん集まっていたきまして説明をさせていただきたいと考えておりますので、高郷中学校の考え方というの、多分保護者の意見を伺いながら今後決めていくような内容にはなろうかとは考えてございます。

今回の補正につきましては、高郷地区の中での不均衡を解決するために補正予算を組ませていただいたものでございます。

教育長

いいですか。

荒明委員

分かりました。そういう声があったということがきっかけということですね。分かりました。

教育長

では、ほかにもございますでしょうか。

では、教育総務課分についてはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

続いて、学校教育課分についてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

まず1つ質問ですが、6ページの一番上のマスクの購入費のところの上から3番目、右側の欄ですけれども、児童生徒数3,255人×340人って、この340人というのは何の数字か教えてくださいませんか。

学校教育課長

大変申し訳ございません。340人ではなくて340円でございます。

高橋委員

円、ああそうですか。分かりました。

教育長

ほかにもございますでしょうか。

高橋委員

ではもう一つ、予算そのものとはちょっと関係ないんですが、このICT関係の補正予算が通って購入した場合、データ通信料4か月分ということで出ているので、予定としては12月から開始できるということで考えていいんでしょうか。

学校教育課長

できるだけ早い配備といいますか、導入をしたいというふうに考えておるところでございますが、早くて年末、年が明けてしまいかというところの配備を目指しているところでございます。

状況としましては、全国のGIGAスクール構想にのっかって

全ての市町村で本市と同様に1人1台の配備というのを進めている状況でございます。ですから、パソコンの業者の方々も努力はしていただいているとは思いますが、なかなかその配備について、今のところ私どもが伺っている業者については、納入時期というのが、今ははっきり言えないというような状況というところでございます。

高橋委員

先月の定例会のお話では、今から頼んでもいつ入るか分からないというお話も聞いていたので大変だなと思っていたら、今月になってこのように早く、私の感じでは早く対応されたんだと思うんですが、これは国庫補助金などあるのかどうかというのが1つ質問です。

それから、端末が間に合わず早い導入ができなかった場合、もし何か緊急時で学校休みにしなくてはいけなくなった場合など、データ通信の設定ですとか、そういうところさえ先にやっておけば、例えば、端末は全員の分がそろわなくても家庭で持っている場合はそれを使ってもらおうとか、どうしても家庭で準備ができない人については、半分か3分の1ぐらい、どのぐらいか分からないですけれども、用意をしてそれに対応するというのも、緊急の場合、第2波に対応するときということで、そういったことも考えられるのかなと思うのですが、その点もお伺いしたいので、2つ質問です。

教育長

今2点ありましたが。

学校教育課長

すみません、最初の質問は何でしたか。

高橋委員

国の補助は。

学校教育課長

申し訳ございません。

国の補助につきましては、6ページの歳入の部分を見ていただきたいと思いますが、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業ということで1,275万円が計上されておりますけれども、これをポケットW i - F i等の整備に充てさせていただくということで国の補助が入る予定になっております。

なお、直接的に市には補助金としては入ってこないものが1つございまして、タブレットの購入に関しましては、国のG I G Aスクール構想そのものの補助事業がございますけれども、購入予定のものの3分の2について国が補助するということになっております。9,000万円ほどになりますけれども、それについては直接業者に支払われることになってございまして、それを除いた分を今回計上しているところでございます。補助金はあるんです

が、市の予算上には反映されないという部分でございます。

2つ目のご質問の今後第2波等で学校休業になった場合でございますが、そうならないようにしたいと思っっているわけですが、現在このタブレット端末等が配備されないとなかなか難しいところはあるかなと思っております。

学校教育課で保護者の方のインターネット環境等は調査させていただいたことがあるんですが、全児童生徒のご家庭のうち8割は何かインターネットはできるというようなご回答はいただいております。ただ、2割はできないということになりますので、そういう状況で進めるのがいいのかどうかというところも検討しなければいけないというところもありました。

今回、公費で全て通信料も持つということで準備をさせていただく予定になっておりますが、今後どのような休業になるかというのが、全国的にまた一斉の休業なのか、クラスターが発生した学校だけの休業で対応できるのかというのが、それぞれの事態を、教育委員会としての対応マニュアルも最後にご説明をさせていただこうと思っておりますけれども、状況に応じて判断していかなければならないと考えているところです。

ですから、休業そのものの措置等、消毒等をどうするかというところが先になるかなと思っておりますけれども、児童生徒の学習については、家庭学習の充実というところをしっかりと行っていくところを優先にしたいというふうには今のところ考えているところで、なかなかそのタブレット、パソコン等での授業というのは現在のところでは難しいかなというふうに思っているところです。

教育長

タブレットについては、先ほどあったように配備が若干遅れるので、その間については、前の休業等を生かしながら、それぞれの学校でも工夫されているんです。ホームページ上に動画をアップしたり、もちろんプリント学習なんかもそうですが、そういったやっぱり工夫で対応せざるを得ないかなと思っております。

ほかにございましたらお願いいたします。8ページまでの間で結構ですので、よろしいですか。

では、膨大なお金を要する補正ではありますが、子供たちのためでありますので、本当に遺漏なく進めていければと思います。

それでは、承認第2号については異議なしということでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

教育長 異議なしということですので、令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第7号）については承認されました。ありがとうございます。

続いて、7の審議事項に移りますが、ここにつきましては、先ほど、会の頭に教育総務課長からありましたように、議案見ただくと、15号、16号及び17号に関わる部分については教科用図書を選定に関するものでありますので、適正かつ公正公平、そして審議しなければいけませんし、検討しなければいけません。

そこで、お諮りいたしますが、これら3議案の審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の14条の7項があり、そのただし書の規定に基づきこれを非公開としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

<「異議なし」の声あり>

教育長 よろしいですか。

それでは、異議なしということですので、議案の第15号、第16号及び第17号の審議については非公開といたします。

なお、審議中に傍聴者等の申込みがあれば、それは非公開ということですので、そのように対応していただきたいと思いますが、よろしいですか、事務局。ではお願いいたします。

それでは、7番の審議事項のほうに入りますが、内容に入ります前に、事務局より加筆訂正がありましたらばお願いいたします。

教育総務課長 こちらにつきましても、一番最初に申しあげましたように、当日配付の部分と、あと各種差し替えがございましたので、特に加除訂正はございませんのでよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと案件が多いですので、説明のほうは端的にお願いいたします。こちらのほうの進みのほうも早めに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以下、議案第15号、第16号及び第17号に関する説明、質疑応答あり。

教育長 続いて、議案第18号を取り上げます。

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の委嘱及び任命について、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、議案第18号についてご説明いたしますので、9ペー

ジをご覧いただきたいと思います。

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の委嘱及び任命についてでございます。

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例第3条の規定に基づき、喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員を、別紙10ページの方々になりますが、この方々に対して委嘱及び任命をしたいというものでございます。候補者は別紙のとおりで、委嘱日は7月29日、任期は令和2年7月29日から令和4年7月28日まででございます。

この喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員につきましては、喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例に基づいて、共同調理場における、学校における食育の推進、献立の作成及び調理に関すること、学校給食に必要な物資の調達に関することなどについてご審議をいただく方々ということで委嘱をお願いしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

教育長

ただいま説明ありましたが、この内容等につきましてご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、議案の第18号についてはご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

異議なしということですので、議案第18号喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の委嘱及び任命については原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第19号に移ります。

喜多方市社会教育関係団体の認定について、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、議案第19号についてご説明を申し上げます。

11ページをご覧いただきたいと思います。

議案第19号喜多方市社会教育関係団体の認定についてであります。

提案理由であります。社会教育関係団体の認定申請がございまして、喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第4条の規定に基づき、下記の団体について新たに認定をしたいとするものであります。

団体の名称は、記載のとおり5団体となっております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

それぞれのナンバー1からナンバー5の5つの団体でありま

すが、名称と主な活動内容と社会教育委員の会議における意見のみについてご説明を申し上げます。

まず、ナンバー1、山都町文化団体協議会であります。活動の内容につきましては、山都町内の文化団体相互の連絡の調整、町民の文化活動の振興、地域文化の向上と健全な地域づくりを目指して活動している団体ということでございます。これに対しまして、社会教育委員の会議における意見につきましては、記載のように①、②にございまして、団体としては認定することが適当であるというふうな意見をいただいたところでございます。

ナンバー2、スポーツウェルネス吹矢山都クラブであります。この団体の活動内容でありますけれども、スポーツウェルネス吹矢の技術向上及び会員の融和を図ることを目的として、さらに児童や各種団体を対象とした教室の開催などを行っている団体ということであります。なお、このスポーツウェルネスという言葉ですけれども、健康を維持増進させることを目的としたスポーツ活動ということでございます。社会教育委員の会議における意見につきましては、記載の①、②によりまして認定することは適当であるとの意見があったところであります。

14ページをお開き願います。

名称は雅会であります。活動の内容でありますけれども、楽器演奏に民謡・童謡・唱歌を加えた音楽活動、またデュアルタスクを取り入れたレクリエーションやボランティア活動を通して、市民のぼけ防止及び健康の維持増進を図ることを目的としているという団体でございます。このデュアルタスクでありますけれども、一度に2つ以上のことを同時に行うこと、平たく言うと、ながら作業とも言えるかと思いますが、このようなことで目的に沿って活動をされているということで、社会教育委員の会議におきましても、記載のとおり認定することは適当であるという意見をいただいたところであります。

15ページになります。

ナンバー4番のNPO法人福島県もりの案内人の会津支部であります。団体の活動につきましては、森林環境学習あるいは各公民館での講師として市民や子供たちへ自然環境の大切さ、森林との共生を目指すことを目的として活動しているという団体であります。なお、特記事項にも記載ございますけれども、平成30年11月13日付で活動の本拠を、事務所が市外に移ったということで一旦認定が取り下げられたものでありますけれども、今年度

より再び市内に事務所を設けることとなったため、改めて認定を受けようとするものであります。社会教育委員の会議における意見につきましては、記載のとおり認定することは適当であると意見があったところであります。

最後になりますが、16ページをご覧いただきたいと思います。

昔話伝承館。活動内容でありますけれども、民話に関心を持つ人が集まり、ふるさとに伝承されている民話、民族文化について学習をして、次の世代に伝えていく。昔話を語り継いでいく中で市民に対して命の大切さや物事の善し悪し、思いやりのある気持ちを培うということを目的に活動している団体であります。社会教育委員の会議における意見につきましては、記載の①、②にありますとおり認定することは適当であるという意見をいただいたところであります。

説明は以上です。

教育長

今、5団体について説明ありました。ここについてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

2点ほどお願いします。

1点は、社会教育関係団体の認定、申請に当たって、その理由というんですか、意見が2点に絞られてそれぞれあるんですが、その認定の基準みたいなものがあるのでしょうか。それは、認定に関する規則第4条の規定というのが一番上に書いてあるんですが、そこに明記されているのかどうか分からないんですが、その認定基準があれば教えていただきたいと思います。

2点目は、事務所住所ですが、はっきりと場所が、例えば、山都の公民館とか、会長宅とか、その場所も明記してあるところもあれば、住所だけというところもあるので、これは場所も一緒に明記したほうが分かりやすいのかなというふうに思いましたが、これについてはいかがでしょうか。

以上です。

生涯学習課長

1点目の基準でありますけれども、喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第4条に団体の認定基準というものがございまして、1号から5号まで5つあります。

まず1つ、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする。

2つ目として、規約または会則を有する。

3つ目として、団体の意思を表明する代表者が定められ、団体を形成し、継続して活動する組織・機構が確立していること。

4つ目として、団体活動の本拠として事務所を市内に有すること。

5つ目として、事業計画並びに予算及び決算を有することとしておまして、この認定基準に照らした中で判断を、意見をいただいたところであります。

2つ目の事務所の住所の記載でございますが、個人宅あるいはこういった公的なところの事務所ということでありましたらば、今後そのような形で表記をさせていただきたいと思っております。

以上です。

教育長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

高橋委員

質問ですが、山都町文化団体協議会が社会教育関係団体に認定されるというのは、例えば、ほかのスポーツウェルネス吹矢のクラブなどが認定されるのとちょっと意味合いが違っていると思うんですが、山都町文化団体協議会というのは、そもそも合併前の大分以前の話ですけれども、町の文化団体をまとめる会として公民館と連携して活動をやってきたのが、なぜ今ここにきて社会教育認定が必要になったのかなというのがちょっと疑問で、そうしなくてはいけないということになって認定を取ることになったんでしょうか。というのは、例えば、減免措置、使用料減免措置などの場合は山都町文化団体に入っていればお部屋の使用料、その下に会員10名以下の団体が幾らとか、会費書いてありますけれども、そういった、例えば、民話の会ですとか、つる細工のつる編みの会ですとか、そういう人たちの会がたくさん所属していて、その方々の使用料というのは無料ということで、認定団体と同じような意味合いを持っていたのが、その上のまとめる団体が認定されるということは、その下の人たちの組織はどうなるのか。ほかの地域はどうなっているのかなというのをちょっとお願いします。

生涯学習課長

今のご質問でございますけれども、この山都町文化団体協議会という名称でありますけれども、内容は山都町の文化団体の、喜多方市文化協会の山都支部の役割を担っている団体であると認識はしております。今回社会教育委員の会議の中でも同様の質問ございましたけれども、実は、山都以外のこの文化協会の支部については、いずれも既に認定団体となっております。どういった、その経緯まではちょっと今調べられることができなかったんですけれども、山都町だけが認定されていなかったというような

ことがありまして、ほかの文化団体の支部と同様に足並みをそろえるという形の中で改めて認定をしたいということでございました。

教育長

よろしいですか。

では、ほかにございますでしょうか。

遠藤委員

1点だけ、ナンバー4のNPO法人なんですけれども、会費が年額3,000円、うち1,500円は本部へとあるんですけれども、この1,500円の捉え方なんですけれども、NPOだから問題ないと思うんですけれども、1,500円上納しているというふうに捉えてしまうというふうに思ってしまうかもしれないので、もしできれば、これ年額1,500円にさせていただいて、残りの1,500円は別な形で処理していただけたほうは問題はないのかなというふうに感じました。

教育長

この点についてはどうですか。

生涯学習課長

この団体の、NPOの団体ではありますけれども、予算の内容につきましても、会費については、支部の活動費は1,500円掛ける何名というような表記になっておりましたので、その年額というところが、これがその本部へという部分について、その部分、詳細な記載、今ございませんでしたので、ここの部分について、なおこの表記が正しいものなのか、あるいは誤りがあるのかということにつきましては、もう少し精査をいたしまして、訂正する場合には訂正をさせていただきたいというふうに思います。

教育長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

では、議案第19号についてはご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

それでは、異議なしということですので、議案第19号喜多方市社会教育関係団体の認定については原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第20号を取り上げます。

喜多方市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、議案第20号についてご説明を申し上げたいと思います。

新たに本日配付をさせていただきました別紙の5であります。

議案第20号喜多方市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。これにつきましては、この施行規則

の一部を改正する規則について、減免規定について改めるためこの規則の一部を改正したいとするものであります。

内容を申し上げます。内容につきましては、この議案第20号の後ろのほうに新旧対照表があり、改正後が左側となっておりますので、その部分をご覧いただきながら説明をさせていただきたいと思います。

この改正の内容でありますけれども、第2条第1項、職員について規定しておりますものから後ろのほうになります。

5ページの右側、第12条でありますけれども、利用後の措置とありますが、それから様式の第5号、一番後ろのページになるかと思えます。これらについて一括して記載にありますとおりに文言を整理したいとするものであります。

なお、減免に係る規定の改正についての部分でありますけれども、使用料の減免及びその手続を規定しました第7条第1項第1号、4ページの右側になりますけれども、この部分につきまして、市は教育委員会が主催して行う行事・事業について、共催し又は後援するとしているものを、新たには、共催するというふうに変更したいとするものであります。

なお、戻っていただいて、1枚目の後ろのほうになりますが、附則としましては、この規則については令和2年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項、第5条、第7条第1項第5号、第9条第1項第4号、第12条及び様式第5号の改正の規定につきましては、公布の日から施行したいとするものであります。

以上です。

教育長 今説明ありましたが、この内容等についてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

高橋委員 今ご説明があった共催と後援の場合減免だったのが、共催だけということは、後援の場合には減免にならないということになると思うんですけども、そうすると、最初のほうでいつも行っている後援の承認などの、例えば、リトルリーグとか、そういうのも減免にならないということになるんですか。

生涯学習課長 それぞれの、今お話しありましたようなスポーツ少年団でありますとか、社会教育認定団体とか、教育委員会のそういうふうに認めている団体についてはこれまでどおりであります。

教育長 文言の中で幅広く解釈できるようになったので、結局減免の対象にはなりません。

高橋委員 市の後援をいただく理由の私が考える一番大きいのは、使用料

が半額になるということだったと思うんですが、このことが浸透すると、今後、後援依頼そのものが縛りもあるので、減るということにもなるかなと思うんですが、それは別に構わないんでしょうか。

生涯学習課長 今回の使用料関係の規則の見直しというのでありますけれども、3月に使用料については各種条例において改正を行ったところであります。これにつきましては、各施設とも受益者負担の考え方に基きまして、それぞれ応分の料金をいただきながら進めていくというようなことであります。

今般、この使用料の見直しの中で、後援と共催という部分については、それぞれ全庁的な考えの中で整理をしたものでありまして、後援については減免をしないというようなことであります。共催については2分の1の減免というような考え方であります。

高橋委員 すみません。先ほどの発言を訂正させていただきます。後援をもらう理由の大きな理由が半額になるというのはちょっと言い過ぎでございました。喜多方市の教育委員会の後援をいただくということは、それだけ開催する事業の内容がちゃんとしているというしるしだということにちょっと訂正させていただきます。失礼しました。

教育長 いいですか、生涯学習課長。

生涯学習課長 大変申し訳ありません。

使用料のこの減免の考え方のところでありますけれども、市全体として統一した見解の中で公共施設の使用料につきましては、その利用される方々から等しく負担をしていただくということでもありますけれども、例外的に負担を軽減する必要がある場合については、その全部または一部を免除していただくという考えのところでもあります。

教育長 最初の質問にあったように、後援では減免できないのか、できるのか。はっきり、もう一回説明してください。

生涯学習課長 度々申し訳ありません。

減免にするその方法ということでもありますけれども、利用者に分かりやすい制度とするために、原則として減免の種類は100%減免するというものと、50%減免するというものの二通りを設定したところでもあります。

この減免の基準の具体的な例ということでもありますけれども、まず、市、議会、教育委員会等も含みますけれども、主催する場合には、市が委託する事業などの市の事業に準ずる事業である場

合等も含んで全額免除をするものであります。市との共催で行う事業である場合には、50%を減額するというものであります。

また、その他についても経済的弱者が使用する場合というようなところで、生活保護受給者が使用する場合には全額免除という部分もあるところであり、それから、政策的効果を優先する場合ということで、教育的な見地から減免をする場合ということで、市内のこども園、小中高等学校などが授業の一環として利用する場合は全額を免除、あるいは、学校教育法に規定されている市内の専修学校が授業及び行事で利用する場合は50%を減額するというような内容でございます。

教育長

よろしいですか。

共催では50%減免するけれども、後援では減免対象にはならないと解釈してよろしいですか。

生涯学習課長

はい。そのとおりで、共催の部分については50%の減免で、後援については減免がないということでございます。

教育長

分かりました。よろしいですか。

ほかにございましたらお願いいたします。（

高橋委員

あと、5条の中の市長を教育委員会に改めるとなっていますが、そうすると、この文書の提出先は教育委員会宛ての申請書になるのでしょうか。

生涯学習課長

この文言のところの整理をいたしまして、市長のところは教育委員会というようなこと、あるいは様式によっては市長ではなくて教育委員会というふうに改まるものであります。

教育長

よろしいですか。

ほかにありましたらお願いします。

それでは、議案第20号については、ご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

それでは、異議なしということですので、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第21号を取り上げます。

喜多方市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、議案第21号をご説明いたしますので、別紙の6をご覧いただきたいと思います。

この喜多方市勤労青少年ホームの施行規則の一部を改正する規則につきましては、この減免の規定及び申請様式等について改めるため、この規則の一部を改正しようとするものであります。

れども、なお、令和2年3月18日に公布をいたしました喜多方市勤労青少年ホーム条例におきまして、新たに使用料の規定を設けたということでもありますので、この施行規則についても使用料に関わる減免の規定を新たに追加したいとするものであります。

なお、別紙の6につきましては、7ページからが新旧対照表になっているところであります。

内容について申し上げますけれども、まず、利用証の交付というふうなことになっております第2条第1項については、記載のとおり文言を改めたいとするものであります。

次に、使用料の減免を規定する第6条、7条、8ページになります。第6条、7条の部分でありますけれども、ここを追加することによって、以下、第10条を第12条として第6条から9条までは2条ずつ繰上げをしたいとするものであります。

次に、使用料の減免を規定した部分の第6条について申し上げます。8ページをご覧いただきたいと思いますが、この使用料の減免を規定した第6条の第1項につきましては、第1号から第4号において減免する額について規定をしております。また第2項及び第3項では使用料の減免に関わる規定を定めるものであります。

次に、第7条におきましては、使用料の返還について規定したものでありますが、第1項第1号及び第2号において返還する場合の額の規定、第2項においては使用料の返還に係る規定を定め、新たに様式を追加したいとするものであります。

附則といたしまして、この規則は令和2年10月1日から施行するで、ただし、第2条第1項の改正規定は公布の日から施行したいとするものであります。

以上です。

教育長

今説明ありましたが、この内容等についてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

高橋委員

質問ですが、勤労青少年ホームはそもそも使用料が無料だったのでないかと思っていて、ということは、減免というのは特に関係ないのではないかと思います。喜多方市勤労青少年体育センターは使用料が必要で、そこに対してのその減免の措置なのかなと思うので、この喜多方市勤労青少年ホーム条例という中に体育センターも含まれるというふうに解釈していいんでしょうか。

生涯学習課長

まず、その体育館に当たる部分の体育センターは、青少年ホームとは別の条例であります。

青少年ホームについては確かに無料としておりましたが、今年の3月18日に改正をした条例におきまして、公民館と同じように新たに貸館とするというような中身でありまして、そこで使用料の規定を設けたということでございます。

教育長

なお、体育センターについては、これまでどおり使用料の規定があり、減免についてもこれまでどおりの取扱いであります。

これまでどおりということですよ。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

生涯学習課長

今ほど申し上げましたところの部分で訂正箇所がございますので申し上げます。

今、別紙の6の8ページをご覧くださいまして、改正後のところの使用料の減免とあって、その下に第6条というふうにあります。が、(4)とあります下に、さらにもう一度第6条というのがある。この第6条から2つ下の、額とするところの3行分がダブっておりましたので、削除をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

教育長

同じ文章が二度出ているんですね。

では、最初に、8ページの最初、使用料の減免の下の第6条があって、(1)、(2)、(3)、(4)があって、さらにまた第6条というふうになっています。この3行分をカットということではないですね。

高橋委員

先ほど3月からホームが有料になったというお話を聞いて、私もうっかりしていたんですが、インターネットで調べると、まだ無料になっているサイトがあるので、直したほうがいいですね。

生涯学習課長

3月に勤労青少年ホーム条例でその使用料の規定を設けたところでありまして、この施行が今年の10月1日からということでございます。申し訳ありません、説明が足りませんでした。

教育長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

では、議案第21号については、ご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

異議なしということですので、議案第21号については原案のとおり可決したいと思います。

続いて、議案第22号に移ります。

喜多方市民プール条例施行規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、議案第22号をご説明いたしますので、新たにお配り

をいたしました別紙の7をご覧くださいと思います。

これは、喜多方市民プール条例施行規則の一部を改正する規則でありまして、減免規定について改めるためこの規則の一部を改正しようとするものであります。

1枚裏、3ページからも、今と同じように様式がついているところではありますが、まず、その改正の内容の大きな内容でありますけれども、第1条については記載のとおり、新たに改正後の部分に文言を整理したいとするものでありますけれども、第1条については、第17条というふうにある部分を第18条という条項を変更するものであります。3ページの現行の第1条でありますけれども、現行の中の2行目にあります、喜多方市条例第132号。以下条例というところの次の、第17条の規定に基づきというところを、新たには、第18条の規定に基づきと変更をしたいものであります。

次に、使用料の減免について規定する第3条第1号中の文言でありますけれども、これを後援するから共催するに改め、第3号として、教育委員会が特に必要と認める場合の規定を新たに追加したものであります。

次に、利用券に規定した第5条についてであります。5条については4ページであります。この5条については、現行の中で、回数券を除いてという規定がありますが、これを削除して、新たに記載のとおり、市民プールの利用券は金銭登録機領収証（様式第3号）をもって替えるものとするに改めたいとするものであります。

また、様式につきましては、今ほど申し上げました利用券について規定した第5条、様式については、ここに記載のありましておりに全体を改めてまいりたいというふうに思います。様式第1号及び第2号中の共催又は後援団体を共催団体に、様式第3号を削除、様式第4号を様式第3号とするというものであります。

附則としまして、この規則は令和2年10月1日から施行するもので、ただし、第1条の改正規定は公布の日から施行したいとするものであります。

以上です。

委員の方よりご意見、ご質問あったらお願いいたします。

3ページから4ページにわたって、使用料の返還というところがあるんですが、プールの場合は事前の申込みではなくて、チケットを買う機械みたいなので券を買って利用しているのかなと

教育長
高橋委員

思っていました。3日前までに利用取消しの申請というのは実際可能なんですかというのが質問です。

生涯学習課長

すみません。もう少し時間をいただいて、確認のうえ後ほどご説明申し上げます。

教育長

はい。それでいいです。

では、ほかにございますか。新旧対照表の書き方もちょっと分かりづらいので、よろしくをお願いします。

では、ほかにも第22号についてはございませんでしょうか。

では、今の部分はちょっと除きますが、ほかの部分についてはご異議なしということによろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

では、1点まだの部分ありますが、22号については原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第23号喜多方市カイギュウランドたかさと条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、議案第23号を説明いたします。

別紙の8をご覧くださいと思います。

喜多方市カイギュウランドたかさと条例施行規則の一部を改正する規則につきましては、今まで説明したものと同様に、減免の規定及び申請書様式等について改めるためこの規則の一部を改正しようとするものであります。

条例の内容について3ページまでと、4ページから新旧対照表ということであります。

まず、この改正の内容でありますけれども、第2条特別観覧の許可の申請の手続きでありますけれども、喜多方市カイギュウランドたかさと条例におきまして、特別観覧の規定が削除されたところがあります。それに伴いまして、この本規則におきましても、特別観覧の許可に関わる申請の手続きの規定である第2条を削除し、以下、利用の許可の申請について規定する第3条から損傷等の届出を規定する第11条まで、それぞれ1条ずつ繰り上げたいとします。

また、利用の許可の申請について規定する第3条でありますけれども、4ページの下の方になります。ここから遵守事項である、先ほど説明した第8条までについては、今ほど申し上げました条例において削除された特別観覧に関する文言の整理あるいは条項の変更ということと、関連する様式等の中の文言の整理あるいは様式等の号数等について、それぞれ改正したいとする

ものであります。

なお、関連する様式が8ページ以降ございますけれども、特別観覧に関わります様式の第1号及び第2号を削除し、様式第3号を様式第1号に繰り上げ、以降、様式第8号までを2号ずつ繰り上げるものであります。また、それぞれの様式について、記載のとおり、条項及び文言の整理をしたいとするものであります。

附則でありますけれども、この規則は令和2年10月1日から施行するもので、ただし、第6条第1項第3号の改正の規定は公布の日から施行したいとするものであります。

以上であります。

教育長

ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

よろしいですか。

では、ご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

それでは、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第24号喜多方市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について、説明をお願いします。

文化課長

議案第24号をご説明いたしますので、17ページをご覧くださいと思います。

喜多方市文化財保護審議会臨時委員の委嘱についてでございます。

喜多方市文化財保護条例第31条の規定に基づきまして、喜多方市文化財保護審議会臨時委員を下記のとおり委嘱したいとするものであります。

次のページをご覧くださいと思います。

提案理由につきましては、喜多方市文化財保存活用地域計画及び喜多方市文化芸術推進基本計画の策定について審査、審議する必要があることから、臨時委員を委嘱しようとするものでございます。

次のページをご覧くださいんですが、2つの計画の推進体制についてでございますが、この2つの計画の策定につきましては、昨年度、令和元年11月定例教育委員会で概要についてご説明を申し上げております。推進体制についてですが、文化財保存活用地域計画の策定においては、文化庁が示す指針の中で多様な関係者が参画した協議会の設置が望ましい、協議会での検討が望ましいとされておりまして、既存の組織を活用して協議会として位

置づけすることも可能であるという旨が示されております。

中ほどの小さいゴシック体ですが、喜多方市文化財保護条例第31条で文化財保護審議会を設置についてうたっておりますけれども、3項の中に、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができるということになっております。この特別な事項というところを、この2つの計画の策定について特別な事項であるというふうに位置づけまして、文化財保護審議会臨時委員を委嘱して、下の図に示しましたとおり、2つの策定部会をつくりまして、計画案を策定したいとするものでございます。各策定部会の構成につきましては、下の表に記載のとおりですが、多様な関係者に参画していただく構成としております。

17ページにお戻りいただきまして、臨時委員の候補者につきましては、17ページ、18ページに記載のとおりでございます。15名の委員を委嘱する予定でございます。任期につきましては、令和2年7月23日から令和4年7月22日までとしております。

以上です。

教育長 ただいま説明ありましたが、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいですか。

では、ご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

教育長 それでは、異議なしということですので、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

すみません。12時が過ぎてしまいましたが、あと案件2つありますが10分ほど時間いただけますか。

(「はい」の声あり)

10分で審議してまいりますので、申し訳ありません。

それでは、議案第25号喜多方市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

中央公民館長 それでは、議案第25号をご説明申し上げますので、20ページをご覧くださいと思います。

議案第25号喜多方市公民館条例施行規則の一部を改正する規則でございますが、提案理由といたしましては、減免規定及び申請書様式等について改めるため、改正しようとするものでございます。

では、詳しくは新旧対照表でご説明申し上げたいと思っております。

で、26ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第1条ですが、これは条ずれによる改正で、今まで14条であったものが18条へ変更いたします。

続きまして、第2条ですが、様式の名称を別記様式から様式第1号に、教育委員会であったものが喜多方市教育委員会に変更いたしました。

続きまして、第3条は省略で、第4条でございますが、今まで条例において減免規定を設けていたものを、減免を規則で定めることとしておりましたので以下のように変更しております。第4条、条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に行うものとし、その額は、当該各号に定める額とするということで、先ほど生涯学習課長がご説明をいたしましたとおり、財政課の減免の基準によりましてこのように改正いたしました。まず、市または教育委員会が主催するものは全額、社会教育認定団体については全額、市または教育委員会が共催する事業につきましては使用料の2分の1、そのほか教育委員会が特に必要と定める場合は教育委員会が定める額。次ページ、27ページになりますが、教育委員会が定める額。また、2項、3項につきましては、減免の様式、申請書で、3項につきましては減免決定通知書について定めております。

続きまして、27ページの下にあります。この規則につきましては、令和2年10月1日から施行するとするもので、ただし、第2条の改正規定は公布の日から施行したいとするものでございます。

28ページは、まず利用申請書の変更がございました。別記様式を第1号様式に改めるものでございます。

29、30ページにつきましては、減免申請書の関係で新たに設ける様式となっております。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

高橋委員

すみません。28ページです。

様式の公民館利用許可申請書の古いほうでは、入場料を徴収するかしないかというのが、すごく問題になるというのか、そこがちょっと考えるところだったんですが、それが新しいほうには書くところがないということは、もう入場料は取っても取らな

くても関係ないと考えていいんでしょうか。

中央公民館館長 今回の使用料の見直しに際しましては、冷暖房費とか、あとは利益を伴うものとか、それを全て撤廃しまして一律の金額といたしましたので、入場料の徴収のところは必要がなくなりましたので削除いたしました。

なお、公民館につきましては、利益を伴うものは基本的に使用の許可をしないということにしております。

教育長 ほかにございますか。

よろしいですか。

高橋委員 すみません。やはりその入場料を取るか取らないかというのは、やはり確認したほうが、貸すか貸さないかのときにとっても問題になるので、問題というか、やはりどこかで確認をする場所というのが必要ではないかと思えます。

以上です。

中央公民館長 入場料が、例えば、利益を伴うものは基本的に許可しないので、今までの、例えば、社会教育的なものでやる場合は許可いたしますが、例えば、民間の業者さんが補聴器を売るとか、寝具を売るとか、そういったものでは許可しないこととしておりますので、その基準で許可をしておりますので、入場料につきましては特に問題はないと捉えております。

高橋委員 その内容についてはいいんですけれども、例えば、どこかの地域の公民館にこの部屋を貸してくださいという方が来て、この申請書を書かれていった場合に、その団体が入場料を取るか取らないかというのがこの申請書からは分からないから、どこかで確認しないといけないのではないかという意味です。

中央公民館長 すみません。これは利用料の問題なので、入場料を取るか取らないかは特に問題とは捉えておりません。

高橋委員 時間ないときに申し訳ないです。

私が言いたいのは、この申請書を受け付けたときに、その申請した団体がその会を催すのに入場料を取るって書いてあった場合は、これは許可できない場合がありますよということを言わないと、そこでガードという言い方はおかしいんですけれども、それは説明していたことだと思うんです。利益を伴う、入場料などを取る場合には許可できない場合がありますということで、上に相談して貸しているというような感じがあったと思うんですが、それがチェックできないと、この申請書に書かなくてもいいですけども、どこかであなたの会は入場料は取らないですよねとい

う確認をしないといけないんじゃないかなと思ったので申し上げたんですが、必要がなければいいです。

教育部長

高橋委員おっしゃっているのは、営利目的かどうかというものの判断の一つの基準になるということだと思うんですけども、そこは利用目的のところで確認できるので、そこでの対応ということになると思います。

あと、明確に、今までもそうだったと思うんですけども、今回の利用料金の改定だったり、減免基準が変わってきますので、その部分については各公民館、ほかの体育施設もありますけれども、その公民館長さんだったり、管理している方々に中身について分かるように説明等したいと思えますし、あとは当然料金改定があるので表示等もされるようになると思えますので、先ほどの営利目的の部分は、利用目的のほうでの判断していただくというこの取扱いになろうかと思えます。

教育長

よろしいですか。

では、ご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

それでは、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

最後に、第26号喜多方市熱塩加納会館条例施行規則を廃止する規則について、説明をお願いします。

中央公民館長

それでは、議案第26号をご説明申し上げますので、31ページをご覧ください。

喜多方市熱塩加納会館条例施行規則を廃止する規則についてであります。提案理由として、熱塩加納会館条例の廃止に伴い、この規則を廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、この規則は令和2年10月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明終わります。

教育長

では、今の説明に対しましてご質問等あったらお願いします。

よろしいですか。

では、ご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

それでは、議案第26号は原案のとおり可決することといたします。

生涯学習課長

大変時間をいただきましたが、先ほどの、生涯学習課で説明しました別紙7の3ページの新旧対照表の一番下、使用料の返還と

いうところでございますが、これは変更がないわけでありましてけれども、条例の第12条において、基本的に既に納付した使用料は返還しない。ただし、市長は特別な理由があると認めるときは使用料の全部または一部を返還することとができるというふうにしておりまして、次ページを、さらに、4ページの現行の一番上を見ていただきたいと思いますが、喜多方市民プール条例の第7条による専用利用の許可を受けた者はその責めに帰することのできない事由によりなつたときは全額ということなんですけれども、第7条については水泳競技等のためのグループの一部の施設等を専用しようとする者、その者は期日の5日前までに申請書を出して許可を受けなければならないということで、一般の利用の方のものについての規定ではなかったということでございます。

教育長

一般の利用者にはこのことは該当していないということですが、よろしいですか。

8番のその他に入りますが、その他で教育長(1)、(2)とありますが、まず、成人式のほうから簡単をお願いします。

生涯学習課長

令和3年成人式の開催についてということでありまして、今年度の成人式についてであります。

令和3年1月10日に実施するということでありましてけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じて下記のような対応を取りながら実施をしていくということで、大きな変更点は、ソーシャルディスタンスを保つということで、大ホールでやる所を半分の人数とするということで、今まで保護者の方も入っていただいていたんですけれども、そこの部分は成人者あるいは関係者のみで全体で460人で実施をしたい。

それから、ウイルス感染症予防対策については、それぞれ入場の際に体温を計る、あるいは、受付は小ホールで分かれてレーンを設けてソーシャルディスタンスを保ちながら行う。

それから、大ホールでの式典の行事についても、次ページを、裏のページを見ていただきますように、時間を短縮しながら実施をしていくというような考えであります。

また、これまで小ホールにおいては各中学校の思い出の品などを展示しておりましたが、今回はそれは行わずに、記念撮影などもあるので、その撮影のブース箇所を4か所に増やして実施するということでもあります。

また、保護者の方が入場できないということもありますので、

式典の様子などについては市のホームページからライブ配信し、さらに、後日に当たってもホームページ上で動画を視聴できるというような内容で実施したいと考えております。

教育長

今説明あったような形で、縮小という形で実施するという事です。これについては後で、何かあったら後でご意見ください。

あと、学校教育課のほうから対応マニュアルについて説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、学校の対応・休業マニュアルの改定について簡単にご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

感染者が確認できず、具合が悪い状態などの対応については、対応マニュアルということでこれまで記載の内容で基準を設けてきておりましたが、国のほうの行動水準、新しい生活様式が改められたことに伴い、記載されているような状況で判断していきたいとするものでございます。

大きな改定といたしましては、資料の12ページ、13ページにございます休業の判断基準について大きく変えたところでございます。

主なものとしては、12ページの真ん中のところに記載してございます臨時休業については、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染レベル等々に基づき、学級単位や学年単位または学校全体での臨時休業について、教育委員会が判断するというふうに改定するというものであります。これまでは、12ページ、13ページにありますケース1、2、3、それぞれの状態において感染者が確認された場合、濃厚接触者が確認された場合などは3週間一律に休業するというような規定であったり、ケース3のように市民の方が感染された場合も、3人以上感染された場合は全ての小中学校一斉休業というような記載になっていたわけなんです。先ほど申し上げました12ページの上段の、地域の状況や学校の状況により詳細な判断の下に教育委員会で判断していきたいと変更したものでございます。

詳しくはお読みになっていただければと思います。よろしくお願いたします。

教育長

これについてもよろしいでしょうか。また、何かありましたら、ご意見、後ほどでもいただきたいと思っております。

あと、事務局から次回の予告等ありますか。予

教育総務課長

次回以降につきましては、今のところ特に変更はございません

ので、当初計画どおりでございますのでよろしくお願ひいたします。

教育長 では、そのほか皆様方から、委員の方も含めて、事務局も含めて、何かありましたらお願ひします。

高橋委員 8月27日の研修会は予定どおり行われるのでしょうか。

教育総務課長 8月27日につきましては、現時点では予定どおり開催されることでございます。

教育長 では、20分も時間オーバーしてすみませんでした。

これをもちまして令和2年7月の教育委員会定例会を終わりたいと思います。大変遅くなって申し訳ありません。ありがとうございました。

閉会の時刻ですが、午後0時22分ということでお願ひいたします。

閉会（午後0時22分）